

令和元年度最高裁判所総合評価審査委員会（第9回） 議事概要

開催日及び場所	令和元年12月18日（水）、19日（木）、23日（月） ※回議により開催
委員	委員長 中城康彦（明海大学不動産学部教授） 委員 遠藤和義（工学院大学建築学部教授） 伊室亜希子（明治学院大学法学部教授） 伊藤肇（経理局営繕課首席技官） 藤田耕一郎（同 次席技官）
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	別添のとおり

(別添)

1 (工事) 技術提案評価型S型(WTO) 名古屋地家裁半田支部庁舎新営建築工事(再度) の評価結果について

- (1) 工事概要について説明
- (2) 事務局より提案内容及び評価について説明。委員からの主な意見は以下のとおり

【事務局】

評価項目1, 工事特性を考慮した技術提案は「現場打ちコンクリートの品質確保及び施工精度向上に関する技術提案」を求めた。代表的な提案として, 特殊な型枠を使用することでコンクリートの打設状況を目視にて確認し, コールドジョイントやジャンカの発生を抑制する提案があり, 目視確認により標準案より密実なコンクリートの打設が可能であるため, 加点点評価とした。

【委員】

採用する場所次第では効果的であると思われる。

【事務局】

計画の段階で, 効果的な採用場所を指定するなどしたい。

【委員】

効果のない場所での採用とならないよう注意して採用するのであれば, 加点点評価としてよろしい。

【事務局】

他に, 耐腐食性に優れた材料で薄膜塗装をしたセパレーターを使用し, 経年によるコンクリート内
部への浸水に伴う錆の発生を抑制する提案があった。薄膜塗装をすることで, 標準案より躯体
コンクリートの品質確保が可能であるため, 加点点評価とした。

【委員】

高額な材料ではないのか。

【事務局】

塗装の材料が変わるものであり, 大きな増額にならないと判断している。

【委員】

了解した。

【事務局】

一方, 庇を事前に製作し, 施工精度を向上させる提案があったが, 契約図書の変更が伴うため不採用とした。

【委員】

設計変更が伴うものは採用できない判断となっているため, 評価に異論はない。

【事務局】

評価項目2, 工事全般の施工計画は「工事中の敷地周辺環境への配慮に関する提案」を求めた。代表的な提案として, 工事用車両出入口付近に防振のための特殊な材料を設置すること

によって、振動を低減する提案があった。付近を通行する歩行者や周辺庁舎の在庁者、来庁者の振動による不快感を低減させるというものであり、周辺への振動が低減可能であるため、加点評価とした。

【委員】

材質はどのようなものか。

【事務局】

クッション材のようなもので、振動を直接地面伝達しない材料である。

【委員】

設置する場所が限定的であるが、意図は何か。

【事務局】

敷地が狭く、工事用出入口が一か所であるため、振動が隣地等に伝わらないよう出入口付近に設置するものと思料する。

【委員】

了解した。

【事務局】

一方、特殊な型枠を使用して型枠解体時の騒音を低減する提案があったが、採用可能な範囲が極端に少ないため、加点評価としていない。

【委員】

了解した。

【事務局】

屋上防水に関して、特殊な材料を使用して特有な臭いと煙を低減する提案があったが、JISの規定値を満たしていない材用であるため不採用とした。

【委員】

了解した。

【事務局】

標準案と別の山留工法についての提案もあったが、敷地形状等から技術的に困難であり、金額的に大きく増額となることから不採用とした。

【委員】

建物基礎等の形状を変更すれば、山留が越境しない可能性はある。

【事務局】

その場合も構造上の変更が生じるため、不採用の判断となる。

【委員】

了解した。

【委員】

漏水対策や止水性向上の提案で、別々に項立てしているが、内容を重複して評価しているものはないか。

【事務局】

一方は外側に塗るもので、一方は躯体に埋込むものであるため、それぞれ別々に効果のあるものと判断している。

【委員】

了解した。（議事終了）